

青の煌めきあおもり国スポ階上町弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、本町で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

2 あおもり国スポに対する理解と協力

あおもり国スポに理解があり、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会と指定弁当調製施設において円滑な業務の連携ができること。

4 対象施設

- (1) 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受け、原則として階上町内に製造所又は事業所を有する弁当調製施設であること。ただし、階上町内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、階上町外に所在する弁当調製施設も対象とする。
- (2) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 階上町暴力団排除条例（平成23年条例第25号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。
- (3) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であ

って臨時職員を含む。)の全員に対し、競技会開催前の1か月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157等)を含むもの。)を実施することが可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルスも含めることが望ましい。

- (5) 食品賠償保険等に加入していること又は大会開催期間中は加入できること。
- (6) 保健所の指導に基づき、調査、検査に協力できること。

6 施設の調製能力

- (1) 原則として、1回100食以上の提供が可能であること。
- (2) おおよそ競技会前日午後5時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 実行委員会が定める単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に階上町産品又は青森県産品を積極的に採用する等、階上町の特色を活かした弁当の調整が可能であること。
- (5) 実行委員会が弁当の食材(特産品等)や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定(提供)する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力((4)、(5))の条件については必須ではないが、対応可能な場合優遇されるもの)

- (1) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (2) 実行委員会が指定する日時及び場所に衛生的な運搬ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時に、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (4) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (5) 配達同日に弁当容器の回収が可能であること。
- (6) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

(7) 荒天等により、大会開催が変更又は中止となった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

8 その他

(1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。